

株式会社CFSコーポレーション普通株式に対する公開買付けの 結果に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「公開買付者」といいます）は、株式会社CFSコーポレーション（コード番号：8229 東証一部 以下「対象者」といいます）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます）を、2008年4月4日より実施しておりましたが、本公開買付けが2008年6月3日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1 本公開買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- (2) 対象者の名称
株式会社CFSコーポレーション
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の上限
株券	3,800,000 株	3,800,000 株
新株予約権証券	- 株	- 株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等信託受益証券	- 株	- 株
株券等預託証券	- 株	- 株
合計	3,800,000 株	3,800,000 株

- (5) 買付け等の期間
2008年4月4日（金曜日）から2008年6月3日（火曜日）まで（40 営業日）
- (6) 買付け等の価格
普通株式 1 株につき金 600 円

2 本公開買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,736,302 株	3,800,000 株
新株予約権証券	- 株	- 株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等信託受益証券	- 株	- 株
株券等預託証券	- 株	- 株
合計	5,736,302 株	3,800,000 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数は 5,736,302 株であり、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の上限（3,800,000 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,980 個	（買付け等前における株券等所有割合 15.02%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,580 個	（買付け等後における株券等所有割合 27.73%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	94 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.16%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,076 個	（買付け等後における株券等所有割合 5.14%）
対象者の総株主等の議決権の数	59,678 個	

（注 1）「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、対象者の保有する自己株式を除きます）に係る議決権の数の合計を記載しています。

（注 2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の 2008 年 5 月 15 日提出の第 61 期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された 2008 年 2 月 20 日現在の単元未満株式 59,678 株から、2008 年 2 月 20 日現在の対象者が保有する単元未満自己株式 468 株を控除した 59,210 株に係る議決権の数である 118 個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 59,796 個として計算しています。

（注 3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」（3,800,000 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。（各応募株券等の数に 1 単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします）

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が「株式に換算した買付予定の上限」を超えたため、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとししました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると「株式に換算した買付予定の上限」を下回ることとなるため、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(5) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
決済の開始日

2008年6月10日（火曜日）

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(6) 株券等の返還方法

公開買付代理人及び復代理人は、返還することが必要な株券等を、応募株主等の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

3 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

イオン株式会社 東京事務所
（東京都千代田区神田錦町1丁目1番地）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上